

指定申出のよくある質問集

様式第 1 号「特定生産緑地指定申出（提案）書」

Q 1 所有権者が 2 人以上の場合、申出者としてそれぞれ提出が必要か。

➤所有権者のどなたか 1 名が代表者（申出者）としてご記入いただければ 1 枚で構いません。

Q 2 「3 理由※指定の提案の場合」の欄は何を記入すればいいか。

➤今回の申出は提案に該当しないので、記入は不要です。

様式第 2 号「特定生産緑地指定申出（提案）生産緑地明細書」

Q 1 記載方法を知りたい。

➤以下、記載するパターンが多いものを例として明示しましたので、ご参照ください。

①登記簿に所有権に関する事項のみ記載（抵当権が抹消されている場合も含まれます）

特定生産緑地指定申出（ 提案 ）生産緑地明細書										
箇所 番号	生産緑地の 所在及び地番	生産緑地の 所有者氏名	面積 (㎡)	地目	自・小作 貸付等	当該生産緑地に存する権利				備 考
						権利の種類	権利の内容	権利を有する者の住所	権利を有する者の氏名	
00	〇区〇〇△丁目△番 △の一部	生緑 太郎	500	畑	自作	所有権		相模原市〇区〇〇 △-△-△	生緑 太郎	

②登記簿に所有権者が複数名記載（共有者がいる場合）※例は 2 名です

特定生産緑地指定申出（ 提案 ）生産緑地明細書										
箇所 番号	生産緑地の 所在及び地番	生産緑地の 所有者氏名	面積 （㎡）	地目	自・小作 貸付等	当該生産緑地に存する権利				備考
						権利の種類	権利の内容	権利を有する者の住所	権利を有する者の氏名	
〇〇	〇区〇〇△丁目△番 △の一部	生緑 太郎	500	畑	自作	所有権		相模原市〇区〇〇 △-△-△	生緑 太郎	
〃	〃	生緑 緑子	〃	〃	〃	〃		〃 ※	生緑 緑子	

※同居の場合

③登記簿に相続税の納税猶予の抵当権が記載 ※例は取扱庁が相模原税務署です

特定生産緑地指定申出（提案）生産緑地明細書										
箇所 番号	生産緑地の 所在及び地番	生産緑地の 所有者氏名	面積 （㎡）	地目	自・小作 貸付等	当該生産緑地に存する権利				備 考
						権利の種類	権利の内容	権利を有する者の住所	権利を有する者の氏名	
〇〇	〇区〇〇△丁目△番 △の一部	生緑 太郎	500	畑	自作	所有権		相模原市〇区〇〇 △-△-△	生緑 太郎	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	抵当権		相模原税務署	財務省（大蔵省）	

Q 2 「箇所番号」の欄は何を記入すればいいか。

➤「特定生産緑地の指定手続について（お知らせ）」の下段の表内「箇所番号」の欄をご確認いただき、所在及び地番の該当する番号をご記入ください。

Q 3 「権利の種類」の欄は何の権利を記入する必要があるか。

➤主なものとして所有権、地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権です。なお、地役権の記入は必要ありません。

Q 4 「権利の内容」の欄は何を記入する必要があるか。

➤賃借権や地上権があれば、存続期間や地代をご記入ください。該当がなければ記入不要です。

様式第3号「特定生産緑地指定同意（合意）書」

- Q 1 所有権のみであって様式第1号の申出書を提出したので、様式3号の同意書は不要か。
➤所有者として同意書の提出が必要です。なお税務署を権利者とする同意書は提出不要です。
- Q 2 共有者が2名だがそれぞれ同意書の提出が必要か。
➤必要です。所有者ごとに作成し、それぞれの本人確認書類の写しもご提出ください。

案内図

- Q 手書きで提出していいか。
➤「住宅地図」の写しや「Google 地図」、「さがみはら地図情報」をご利用ください。

公図の写し

- Q 筆ごとに提出の必要があるか。
➤1枚の公図に全ての地番が図示されていれば、公図1枚の提出で足ります。

現地写真

- Q 1 時期により耕作していないが、その状態の写真を提出していいか。
➤農地に雑草が生い茂っていないか等、適正に維持管理されているかを確認するものになりますので、休耕状態の写真の提出で構いません。
- Q 2 複数枚写す必要があるか。
➤場所が離れている、又はL字状の農地等であって、1枚で写しきれない場合は複数枚ご提出ください。その場合、地番又は案内図に番号を振っていただき、その番号を写真の裏に記入していただくなどのご協力をお願いします。
- Q 3 プリンターで複数枚を1枚に印刷したものを提出していいか。また白黒でいいか。
➤構いません。また色はカラーでご提出ください。

実測図

- Q 筆の一部を生産緑地として指定しているが、そのまま特定生産緑地にする場合は、提出の必要があるか。
➤必要ありません。指定している生産緑地のうち一部を特定生産緑地にする場合であり、かつ筆の一部である場合は実測図が必要になります。

その他共通事項等

- Q 1 様式第1号や様式第3号の日付はいつがいいか。
➤必要書類のポスト投函日や窓口での提出日とし、各様式の日付は同日としてください。
- Q 2 登記簿の所有者が死亡している場合、誰が申出すればよいか。
➤遺産分割協議書の相続人又は法定相続人全員です。（その場合、遺産分割協議書の写し等の提出が必要になります。）なお、受付期限内であれば相続登記完了後に手続も可能です。
- Q 3 「土地全部事項証明書」、「公図の写し」の有効期限はあるか。
➤具体的な期限は定めていません。最新情報が記載されているものをご提出ください。
- Q 4 「土地全部事項証明書」、「公図の写し」は写しでいいか。
➤原本の提出をお願いします。なお、「公図の写し」として法務局で交付申請が可能です。
- Q 5 書類を訂正する場合はどうすればいいか。また新たに様式の書類はもらえるか。
➤様式第1～3号全てについて自署でのご訂正で構いません。また各様式はホームページでダウンロードすることができ、都市計画課にも用意がありますのでご利用ください。なお、コピーしてご利用いただいても構いません。
- Q 6 所有者が高齢なため、他の家族が代筆していいか。
➤所有者の意思に相違なければ構いません。